

公益財団法人日本レスリング協会 利益相反規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本レスリング協会（以下「当協会」という。）利益相反ポリシーに基づき、当協会が定款に定める目的を達成するための事業における役職員等の利益相反を適切に管理（以下「利益相反管理」という。）するために必要な事項を定め、適切かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本事業」とは、当協会定款に定められた当協会の目的を達成するための以下の事業をいう。
 - ① レスリング競技者への競技力向上施策事業
 - ② レスリングの普及振興施策のための交流事業
 - ③ レスリングの知識と技術を習得・普及させるための事業及び能力の認定
 - ④ レスリングの競技規則・審判規程の研究と審判能力認定
 - ⑤ レスリングの競技用資器材の規格統制と改良
 - ⑥ レスリングに関する調査研究及び刊行物の発行
 - ⑦ その他本協会の目的を達成するための事業
- (2) 「当協会役職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ① 当協会の理事及び監事
 - ② 当協会就業規則の適用される職員
 - ③ 当協会の委嘱した監督・コーチその他指導者
 - ④ 当協会により強化指定選手に選考された選手
- (3) 「利益相反」とは、本事業によって起こる当協会の社会的信頼が損なわれる状況で、次に掲げるものをいう。
 - ① 当協会役職員等が得る利益と、当協会が負う責任が衝突・相反する状況
 - ② 当協会が得る利益と当協会の社会的責任が相反する状況
 - ③ 当協会役職員等が経営する会社・団体等に対する職務遂行責任と当協会における職務遂行責任が相反する状況

第3条（利益相反取引該当性）

当協会では、当協会が当協会と取引を行う者（以下「取引相手」という。）との取引において、以下（1）ないし（3）のすべてを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）による審議対象とする。ただし、当協会役職員等が当該取引に関与せず、かつ、取引相手の選定・

取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は除くものとする。

- (1) 当協会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 当協会役職員等、その配偶者又は同居の親族が、次のイ)ないしハ)に該当する取引若しくは当協会役職員等の懇意にする団体等が次のイ)に該当する取引。
なお、本ポリシーにおいて「懇意にする団体」とは、当協会役職員等が現在又は過去に、雇用されまたは所属したことがある会社又は団体をいうものとする。
 - イ) 取引相手
 - ロ) 取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）
 - ハ) 取引相手の株式または持分の20%以上を保有

第4条（利益相反管理委員会）

1. 利益相反管理に関する事項については、委員会にて審議する。
2. 委員会に関する必要な事項は、本規程の他、理事会で定める。

第5条（審議事項）

委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反による弊害を抑えるための施策の検討に関する事項
- (2) 利益相反に関する調査及び審査に関する事項
- (3) 利益相反ポリシーに関する事項
- (4) その他利益相反に関する重要事項

第6条（組織）

委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 倫理委員長 1名
- (2) 倫理委員 2名以上
- (3) 倫理委員長が指名する外部有識者 若干名

第7条（任期）

1. 前条3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条（委員長）

1. 委員会に委員長を置き、第6条1号の委員をもって充てる。
2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第9条（議事）

1. 委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
2. 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることはできない。
3. 審議対象取引が当協会として許容できない利益相反にあたらぬことは、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下「議決権行使可能委員」という。）の過半数の賛成をもって決する。

第10条（委員以外の出席）

委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

第11条（自己申告書等）

1. 当協会役職員等は、第3条記載の取引を行う場合または行った場合、利益相反に間接する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員会に提出するものとする。
2. 前項のほか、委員会は、対象者及び提出時期を定めて自己申告書の提出を求めることができる。
3. 前2項の自己申告書の様式は、委員会が定める。

第12条（自己申告に関する審議手続）

1. 委員会は、前条の自己申告書に基づき、当協会役職員等の利益相反に関して、当協会として許容できるか否かにつき審議し、その結果を当該役職員等に通知するとともに会長に報告するものとする。
2. 会長は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役職員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う。

第13条（判断基準）

1. 当協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合、委員会は、当協会としてこれを許容できないものと判断する。
2. 当協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。
 - ① 当協会役職員等が、当協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
 - ② 当協会役職員等が、当協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

- ③ 当該取引により、当協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

第14条（異議申し立て）

1. 第12条2項に規定する改善勧告を受けた当協会役職員等は、当該改善勧告に不服がある場合、会長に対して、書面にて異議申し立てを行い、再審議を求めることができる。
2. 会長は、前項の異議申し立てに対し、必要と認めた場合には委員会に対し、再審議を求めるものとする。
3. 会長は、前項の再審議の結果に基づき、異議申し立てに対する処置を決定する。

第15条（秘密保持等）

1. 委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。
2. 自己申告書及びこれに関連する調査資料は、当協会事務局において管理・保管する。
3. 委員会の審議については、議事録に、取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由、合理性等につき、可能な範囲で詳細に記載するよう努めるものとする。

第16条（雑則）

1. 本規程に定めるもののほか、利益相反管理に関し、必要な事項は理事会にて別に定める。
2. 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は、令和3年12月20日から施行する。